

# 令和7年度 事業計画書

自 令和7年4月 1日  
至 令和8年3月31日

公益財団法人 しまね農業振興公社



## 目 次

I	事業実施方針	1 頁
II	事業内容	5 頁
	第1 農地中間管理事業等	5 頁
	第2 中海干拓農地保有合理化促進事業	7 頁
	第3 青年農業者等の確保育成に関する事業	8 頁
	第4 担い手農業者の経営改善や営農組織の構造改善を促進する事業	10 頁



# I 事業実施方針

## 1. 事業実施の基本方針

島根県では、第2期「島根県農林水産基本計画」案の骨子が打ち出され、新たに重点推進事項を進めるための取り組みとして、①基盤整備の推進、②美味しまね認証を活用した経営改善、③耕畜連携の推進の3項目が位置付けられ、農業産出額を1期と新たな5年間で100億円増を目指すとしている。（目標年度：令和11年度）

当公社としても、県の計画に沿った形で活動を展開していくことが求められており、併せて、定款第3条の設立目的「この法人は、島根県農業の発展に必要な農用地の利用の効率化及び高度化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善等を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与することを目的とする。」を活動の基本としていく必要がある。

このため、①農用地の効率的で高度な利用および農業の生産基盤の整備を『農地部門』、②農業の担い手の確保育成を『人部門』、③農業構造の改善を『経営部門』として、この「農地」、「人」、「経営」の3つの側面から、島根県農業の基盤を支えるサービスを以下のように提供していく。

### ①農地部門

農地中間管理事業を活用して、担い手の実情に適した農地の集積・集約を推進することにより、中核的な担い手の確保とその経営基盤強化、集落営農の法人化、さらには水田園芸の推進を支えていく。

併せて、農業・農村との関わりが少なってきている地権者の増加に適した契約システムの構築を進めることで、農地貸借契約に伴うトラブルの回避と、受け手の安定した耕作が継続しやすい環境づくりに努めていく。

### ②人部門

他業種の就業環境向上等により就農相談者が減少傾向の中、都会地での相談会を有効に活かしていくため、相談会から農業体験プログラム、研修（産業体験）へと続くシームレスな就農支援を行う。併せて、就農パッケージを中心とした分かりやすい就農情報の発信に務めていく。

\*…『就農パッケージ』は、各地域が推奨する就農モデル。栽培品目や経営規模、移住・研修等の就農までのプロセス、農地確保、収支シミュレーション等を総合的に示すもの。

### ③経営部門

G A P \*の推進（具体的には、美味しまね認証制度の審査）により、それぞれの担い手農業者に適した経営改善を支援し、人づくりやものづくりを支えていく。

特に、監査対象農家のG A P対応状況を把握できる唯一の機関として、その結果を県指導機関等にフィードバックすることにより、美味しまね認証を実施している県内担い手農家の経営支援を行っていく。

\*…G A P (Good Agricultural Practice)とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、

農場経営管理について、適正基準に従った取り組みを行うことで持続可能な農業生産を行うこと

## 2. 部門別事業実施方針

### 1) 農地部門

#### (1) 農地中間管理事業等

農地中間管理事業については、比較的順調に成果が上がっている。これは、現場での地道な推進活動と丁寧かつ正確な事務処理、さらには基盤整備事業の着実な進展の結果であり、担い手および地権者に対する事業の周知度、信頼度も徐々に向上してきたと考えられる。

このような状況の中、当公社は、人・農地プランの取り組みを深化させた「農業経営基盤の強化の促進に関する計画」（略称：地域計画）において市町村で定められた農業を担う者毎に利用する農用地等及び実質化の内容等が示された目標地図の達成に向け、当該区域内で重点的に農用地等を借り入れ又は買入れて、担い手等へまとまった形で貸付け又は売渡しを行うこととなり、農地の集積・集約によって、その利用の効率化及び高度化の促進をこれまで以上に進めていく必要がある。

特に、令和7年度においては、新制度のもとで、市町村、農業委員会、農業委員、最適化推進委員、市町村農業公社、土地改良区、農業協同組合等とさらなる連携を図り、以下の事項に留意しながら事業を展開していく。

- ①「地域計画」の達成に向けた集積・集約の促進を図るため、これに関する集落等への会合へ積極的に参加し、現場での話し合いが円滑に進んでいくことを支援する。
- ②県単の「担い手集積支援金交付事業」「農業者支援農地売買事業」を継続的にPRし、集積の促進を図る。
- ③土地改良区役員等に対する事業推進委託（県土連経由）を通じて、基盤整備事業と連携した農地集積を積極的に推進していく。
- ④農用地利用集積等促進計画へ一本化した事務手続きについて市町村等に対して継続的に指導を行う。

⑤保有農地における出し手、受け手のトラブル時の弁護士対応を積極的に活用していく。

一方で、今後さらに増大していく業務量に対応した事務体制、事務手続きの見直しを行う必要がある中で、事務手続きに係る PC システムの改善、事務手続きそのものの簡素化及び民間企業への一部事務委託を行うことで、円滑な事務の実施を図っていくこととする。

## (2) 中海干拓農地保有合理化促進事業

中海干拓農地保有合理化促進事業については、入植促進農地貸付事業および農地等取得支援事業を活用し、認定農業者、農地所有適格法人、U I ターンの新規就農希望者および農業参入する企業などの多様な担い手農業者を中心に売渡促進を図る。

特に、揖屋地区においては、新規就農希望者や面積拡大希望者の要望に対して、農地の供給が不足している状況であり、安来地区においては、農業法人がまとまつた農地を多く求めてきている状況から、公社有地と既売渡農地をうまく組み合わせて、利用促進を図るため、農地中間管理事業との連携を強化していく。

## 2) 人部門（青年農業者等の確保育成事業）

次代の農業を担う優れた新規就農者の確保・育成を図るため、各地域が作成する「就農パッケージ」を活用しながら、相談者が求める就農情報を効果的かつ幅広く発信するとともに、島根県・市町村、農業協同組合、ふるさと島根定住財団等との連携強化を図り、就農に関する事前セミナーの開催、都会地での相談会から現地での農業体験プログラム、研修（産業体験等）へと繋げる切れ目のない就農支援に努めていく。

島根県農業経営・就農支援センターにおける就農サポート活動業務を受託している観点から、各地域の求める人材の把握に努め、当公社で受けた就農相談を関係市町村へ正確に情報提供し、島根県の就農相談窓口としての役割を果たしていく。併せて、雇用による就農機会の拡大を図るため、無料職業紹介事業を引き続き実施する。

## 3) 経営部門（美味しい島根の県産品認証制度推進事業）

「島根の产品に対する消費者の安心・信頼の確保と市場競争力強化」及び「生産者の生産意欲と技術の向上」を目的として、島根県が制定している「安全で美味しい島根の県産品認証制度（略称：美味しい島根の県産品認証）」を広く県内生産者に普及し、その経営改善を支援するため、同制度の現地審査業務を受託し実施する。

特に、認証後定期的に実施する監査については、認証後に農家が本制度をうまく活用し、経営改善に生かしているかどうかを判定する重要な機会となっているが、この監査に対応するのは、当公社のみである。このため、この重要な機会に得られた認証農家の状況を当公社から指導機関にフィードバックする体制を構築していくことにより、担い手農家の経営支援と美味しいね認証制度のさらなる発展に寄与することに努めていく。

## II 事業内容

### 第1. 農地中間管理事業等

#### 1. 農地中間管理事業

##### 1) 農地の新規借受け、貸付け

農用地の出し手から農用地を借り受け、必要な場合には農用地の利用条件の整備を行った上で、担い手に対し、その規模拡大や利用する農用地の集団化に配慮して転貸する。

区分	件数	面積	賃料	実施市町村名	摘要
借受	件 7,343	ha 2,146.0	円 73,650	県全域	
うち管理	0	0	0		
貸付	2,195	2,150.8	73,151	県全域	
うち本年度借受分の本年度貸付け	2,189	2,128.0	73,050	県全域	
うち過年度借受分の本年度貸付け	6	22.8	101	県全域	

※管理とは、借受けて未貸付となっている（又はなった）ものの圃場の管理をいう。

##### 2) 農地の継続貸付け

農用地の出し手から借り受けた農用地について、担い手に対し、その規模拡大や利用する農用地の集団化に配慮して転貸する。

区分	件数	面積	賃料	実施市町村名	摘要
※1 貸付	件 3,206	ha 7,576.5	円 274,145 ※2 (玄米他175,366kg)	松江市他	

※1 H26～R6借受けに対するR7継続貸付分（除：R7新規貸付分）

※2 賃料欄の（ ）内は、物納

## 2. 特例事業(農地売買等事業)

### 1) 売買事業

#### a. 買入れ

担い手農家等の経営規模の拡大及び農用地の団地化を促進するため、経営規模を縮小したい農家、離農したい農家の農用地等を買い入れる。

事業名	件数	面積	金額	実施市町村名(地区名)
農地売買等支援事業(担い手支援タイプ)	30	ha 14.0	千円 63,000	県全域
農業者支援農地売買事業	13	6.0	30,000	県全域
計	43	20.0	93,000	

#### b. 売渡し

担い手農家等の経営規模の拡大及び農用地の団地化を促進するため、規模縮小農家等から買い入れた農用地等を認定農業者等に売り渡す。

事業名	件数	面積	金額	実施市町村名(地区名)
農地売買等支援事業(担い手支援タイプ)	27	ha 19.8	千円 89,638	益田市他
農業者支援農地売買事業	13	6.0	30,600	県全域
計	40	25.8	120,238	

## 第2. 中海干拓農地保有合理化促進事業

### 1. 農地売渡等事業

平成元年に国から一括配分を受けて、その後、銳意農地等の売渡しや貸付けを進めているところである。

令和7年度については、中海干拓入植促進農地貸付事業の長期貸付及び中海干拓農地等取得支援事業の融資制度を活用して、多様な担い手農業者等へ売渡しを進めるための販売促進の活動を実施する。

(単位. ha)

項目 種別	地区	取 得 面 積	売 渡 濟 面 積	6 年 度 末 保 有 面 積		7 年 度 売 渡 等 計 画		
				保 有 面 積	内 長 期 貸 付	売 渡 面 積	長 期 貸 付 面 積	計
農 地	揖 屋	202.8	194.7	8.1	6.5	0.0	0.3	0.3
	安 来	73.9	39.3	34.6	30.2	0.6	8.0	8.6
	計	276.7	234.0	42.7	36.7	0.6	8.3	8.9

### 2. 農地等取得支援事業

#### 1) 農地等取得支援貸付金

地区内で営農を予定している認定就農者及び認定農業者等に対し、農地取得費、パイプハウス建設費、早期に経営を安定させるための運転資金の一部を無利子で貸し付ける。

資 金 の 種 類	件 数	貸 付 金 額(千円)	摘 要
農 地 取 得 貸 付 金	2	10,674	
パ イ プ ハ ウ ス 取 得 貸 付 金	2	21,348	
早 期 経 営 安 定 支 援 資 金 貸 付 金	2	4,320	
計	6	36,342	

### 第3. 青年農業者等の確保育成に関する事業

#### 1. 新規就農者激励事業

新規就農者確保対策に活用するため、前年度の対象となる新規就農者の就農に関するアンケート調査を引き続き実施し、合わせてその営農活動に対し、激励金（4万円）を給付する。

項目	事業費	備考
新規就農者激励費・アンケート調査	千円 1,000	@40,000円×25名
計	1,000	

#### 2. 農村青少年クラブ等活動促進事業

優れた農業後継者を育成確保し、仲間づくりと経営意欲の向上を図るため、集団活動を行う農村青少年及び農村女性組織に活動費を助成する。

項目	事業費	備考
活動費助成	千円 700	@140千円×5組織

#### 3. 21世紀新農業担い手育成確保事業

21世紀の島根の農業を担う新規就農者の確保育成を図るため、現地駐在員による就農相談及び島根の農業に関する情報発信を行う。

項目	事業費	備考
①就農相談・支援活動事業	千円 1,329	
②就農相談員設置事業	5,836	担い手育成対策推進員設置
③担い手対策推進事業	7,983	
④駐在相談員設置事業	2,066	現地就農相談業務を行う駐在員の設置
⑤担い手情報収集支援事業	1,275	しまね農業に関する情報の集約、提供
⑥青年農業者育成推進会議派遣事業	98	青年農業者組織代表者を全国会議へ派遣
計	18,587	

#### 4. 新規就農者総合対策事業

本県農林水産業にとって、将来の担い手となる新規就農者の確保・育成は、喫緊かつ重要な課題となっている。このため、相談～研修～就業の各段階での支援を強化し、県内農林水産業の担い手を確保・育成する。

項目	事業費	備考
就業プランナーの設置、就業相談会開催、島根農林水産業のPR強化等	千円 13,827	県内東部と西部に就業プランナーを設置、県外就業相談会の開催、就業情報の積極的な発信
しまね農業体験プログラム	1,000	就農希望者の短期体験を調整・実施
計	14,827	

## 5. 農業経営者サポート事業

当公社に就農希望者等からの就農に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、専属スタッフを配置して、新規就農希望者等に対する相談対応、就農に関する情報の提供、就農候補市町村との調整等、就農サポート活動を行う事業を実施するものである。

項 目	事 業 費	備 考
農業経営者サポート事業の実施	4,902 千円	

## 第4. 担い手農業者の経営改善や営農組織の構造改善を促進する事業

### 1. 美味しまね認証制度推進事業

美味しまね認証制度を広く普及するための指導及び研修並びに同制度の認証基準に従って、申請の現地審査（新規、更新）、現地監査を行う。

また、原則、公社のみが対応する監査の機会に得られた認証農家の状況を指導機関にフィードバックする体制を構築していくことにより、担い手農家の経営支援と美味しまね認証制度のさらなる発展に寄与することに努めていく。

項目	事業費	備考
指導、研修、審査、監査事務	35,300 円	指導研修 審査員養成 審査、監査事務 審査・監査件数 500 件